

一般社団法人沖縄県測量建設コンサルタンツ協会賛助会員規程

平成30年7月1日制定

令和4年4月1日改訂

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人沖縄県測量建設コンサルタンツ協会(以下「本会」という。)定款第5条に規定する賛助会員について必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 本会の目的に賛同し、維持発展に寄与する団体及び個人とする。

2 賛助会員資格の有効期間は、入会承認日の翌日から翌年の3月31日までとする。

3 前項に定める有効期間は、賛助会員または本会から申し出が無い限り、1年間の自動更新とする。

(入 会)

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、本会の定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会 費)

第4条 賛助会員は、年会費として毎年50,000円を支払うものとする。その金額は、入会年月日に関わらず一律とする。

2 賛助会費は、初年度入会申込時に支払うこととし、次年度以降は年度明けの4月30日までに納入するものとする。

3 決められた納期から6ヶ月以上納入義務を怠った場合は、第7条(3)(除名)の対象とする。

(特 典)

第5条 賛助会員は次のような特典を受けることができる。

- (1) 本会が発行する会員名簿・賛助会員名簿に会社名等を掲載
- (2) 本会が発行する協会誌「けんこん」への賛助会員名簿の掲載及び配布
- (3) 本会総会後等の懇親会への参加
- (4) 賛助会員が主催する研修会・講習会等の本会会員への周知・案内

(退 会)

第6条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本会に届出るものとする。

但し、納入した年会費は返納しない。

(除 名)

第7条 本会は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款に反する行為を行った賛助会員
- (2) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (3) 会費の納入を怠った賛助会員
- (4) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をした賛助会員

(その他)

第8条 この規定に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年7月1日から施行する。(規程の制定)
- 2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(一部改訂)

様式

一般社団法人沖縄県測量建設コンサルタント協会 賛助会員入会申込書

申込日	年 月 日
御芳名	氏名又は法人・団体名 (ふりがな) 印
	法人・団体の代表者役職・氏名 印
御住所	〒 ー
電話番号	
FAX	
E-mail	
事務連絡先 担当者名	役職・氏名 (ふりがな)
電話番号	
FAX	
E-mail	

※一般社団法人沖縄県測量建設コンサルタント協会の目的、事業に賛同し賛助
会員として入会を申請します。